

## 警察官募集広報用 SNS 広告媒体制作業務企画提案審査要領

本要領は、警察官募集広報用 SNS 広告媒体制作業務（以下「本業務」という。）の受注者として最もふさわしい者を選定するため、提出のあった企画提案の審査を下記のとおり実施する。

### 記

#### 1 受注候補者の選定方法及び審査

##### (1) 受注候補者の選定方法

企画提案書を提出した者（以下「応募者」という。）から、警察官募集広報用 SNS 広告媒体制作業務公募型プロポーザル方式選定委員会において審査し、最も優れていると判断した応募者を受注候補者として選定する。

##### (2) 審査

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査する。ただし、応募者が多数になったときは、書面による予備審査により、プレゼンテーションを行う応募者 3 者を選抜する。

ア 【令和 8 年 7 月 16 日（木）】企画提案書等提出期限

イ 【令和 8 年 7 月 23 日（木）】書面審査により選抜

ウ 【令和 8 年 7 月 28 日（火）】プレゼンテーション審査の案内送付

エ 【令和 8 年 8 月 3 日（月）】プレゼンテーション審査の実施

##### (3) 審査項目及び配点

審査は 100 点を満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

##### ア 全体概要（20 点）

- 事業の趣旨、目的を理解した内容となっているか。
- 明確な方針を立て実現可能な提案となっているか。

##### イ 動画の内容・構成（45 点）

- 宮城県警察の魅力やイメージ向上につながる内容となっているか。
- 視聴者が分かりやすい内容・構成となっているか。
- 構成や演出等に工夫やオリジナリティがあるか。

##### ウ SNS 広告（15 点）

- 受験適齢層に訴求するとともに、警察官募集広報の効果を成すようターゲットティングし、配信方法を設定しているか。

##### エ スケジュール・積算（15 点）

- 的確なスケジュールとなっているか。
- 事業を適切、かつ円滑に運営できる体制が整っているか。
- 内容、単価は適正か。

##### オ 業務実績（5 点）

- 本事業と類似する事業で実績があり、業務遂行能力が高いか。

##### (4) 一次審査（書面審査）

##### ア 審査日

令和8年7月23日（木）

イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、審査基準に基づき審査し、各委員が採点した評価点が高い上位3者を選定する。

ウ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、令和8年7月28日（火）に選定結果を通知する。また、上位3者に対しては、プレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対し、プレゼンテーション審査日程を通知する。

(5) プレゼンテーション審査

ア 実施日（予定）

令和8年8月3日（月） ※ 実施時間は別途通知する。

イ 実施場所（予定）

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部3階 301会議室

ウ 実施方法

(ア) 出席者は、1者当たり3名以内とする。

(イ) 1者当たりの持ち時間は、説明20分以内、選定委員との質疑応答10分程度とし、県警察が後日指定する時間割により応募者ごとに個別に行う。

(ウ) 応募者は、提出した企画提案書の範囲内で、プレゼンテーションを行うこと。

(エ) パーソナルコンピュータを使用する場合、パーソナルコンピュータその他の機器は提出者が持参すること。プロジェクター及びスクリーンの使用を希望するときは、プレゼンテーションの3日前までに申し出ること。

(オ) プレゼンテーション当日に新たな資料の配布は認めない。

エ 選定方法

(ア) 選定委員会が審査項目に基づいて審査の上採点した点数を合計する方法により、応募者の評価点を決定する。

(イ) 応募者のうち、評価点が最も高い者を受注候補者として選定する。ただし、評価点と同点の場合は、見積額が少ない者を選定することとし、評価点と同点であって、かつ見積額が同額の場合には、選定委員会で合議して受注候補者を決定する。

(6) 審査結果の通知

審査終了後、プレゼンテーションに参加した全ての応募者に審査結果を通知する。

(7) 審査結果の公表

審査終了後、プレゼンテーションに参加した全ての提出者の名称及び評価点数等を公表する。ただし、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

(8) その他

- ア 審査・選定結果に関する質問には応じられない。
- イ 応募者が1者の場合であっても審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受注候補者として選定する。
- ウ 審査の結果、業務を適切に実施できる者がいないと判断される場合又は応募者がいない場合は、再度応募者を募集する。